

南北戦争後の先住民ネーションと黒人奴隷解放

ーチカソー・ネーションの成員規定と「黒人解放民」処遇を巡る考察ー

岩 崎 佳 孝

I はじめに

先住民集団は、いわゆる「部族 (band, tribe, nation)」とよばれる地域や成員の範囲を適宜変化させるエスニックな血縁集団、集落、集合体、地域コミュニティとしての在り様から、ヨーロッパ人の入植後、次いでアメリカ合衆国建国後の白人による狩猟、居住地の収奪、さらに「文明化」された合衆国市民としての包摂の力学に対抗し存続を図るべく、先住民自治体「ネーション (Nation)」¹としての再構成を志向する道程を辿った。

数 100 におよぶアメリカ先住民 (インディアン) 各集団 (部族) 中、とりわけ人口の多い大集団、チェロキー (Cherokee)、チカソー (Chickasaw)、チョクトー (Choctaw)、クリーク (Creek)、セミノール (Seminole) は、ヨーロッパ諸国の北米植民から 19 世紀初頭にかけて大陸南東部に居住していた。そのためこれらの先住民集団は白人といち早く接触し、顕示的には多くの面で西欧化を遂げ、歴史的に「(「文明化」した／された) 5 部族 (Five [Civilized] Tribes)」(以下、「5 部族」とよばれるようになった。そして「5 部族」は、植民地期から 19 世紀前半に至るまでの時期に「部族」からネーションに変容すると共に、周縁南部白人社会との近接した関係性の中で次第に黒人奴隷制度に部分的に立脚した社会経済を構築していった。

19 世紀初頭のアメリカ連邦政府のインディアン強制移住政策によって、「5 部族」は西部のインディアン・テリトリー (Indian Territory; 現在のオクラホマ州を中心とする地域) に移住を強いられ、その後南北戦争で南部連合国と同盟し参

1 本稿でいう先住民「ネーション」とは、英語ではネーション (nation)、トライブ (tribe)、バンド (band) 等、邦訳では「部族」という名称で括られることの多いアメリカ合衆国内における各先住民集団の中で、合衆国建国後以来現在に至るまで連邦体制の中で主権体として認められた自治的集団を指す。

戦した。そのため「5部族」は戦後、南部への加担と連邦政府への敵対行動に対し課された懲罰的な条約（以下、「再建条約」）で、合衆国における1863年の奴隷解放宣言と65年の憲法修正13条による黒人奴隷解放に基づいて、その黒人奴隷を解放し、さらにそれらの「黒人解放民（Freedmen）」²に各先住民自治体ネーションの成員資格（部族民権 [Tribal Citizenship]）を付与することを求められたのである。

先住民社会内の黒人解放民という存在については、様々な事例から整理すれば、以下のような定義をなし得よう。(1) 南北戦争終結までアメリカ先住民に所有・使役され、戦後に解放された黒人奴隷（先住民との「混血者（mixed blood）」³も含む）、(2) 戦前より自由黒人として奴隷身分になかった、あるいは縁組（adoption）⁴によって既にネーション成員権を有していたにもかかわらず、戦後に(1)と一括して黒人解放民として扱われた者、(3) 上記(1)(2)の子孫、である。

またその呼称も上記Freedmenに加え、以下のように多岐にわたる。総称としては、(i) Black Indian(s)、(ii) Indian Black(s)、(iii) Afro-Native People、(iv) Afro-Indian、(v) Freedpeople、(vi) free blacks、(vii) free(d) slaves、(viii) former slaves、(ix) ex-slaves等があり、帰属する先住民集団名を冠した名称として、(x) (先住民集団名+) Freedmen(s)/Freedwomen(s)、(xi) African (Afro-) + 先住民集団名、(xii) Black + 先住民民族集団名、(xiii) 先住民集団名 + Black (s) 等の呼称もある。この内、特に(vi)～(ix)については白人社会の解放奴隷にも用いられる名称であり、先住民関連の黒人奴隷とその子孫に限定する場合には、(i) および(x)～(xiii)が比較的によく用いられる。日本では「解放奴隷」「フリードメン」等と訳されることが多いが、いまだに定訳はない。このような定義と呼称の多様さそのものが、アメリカ先住民社会における黒人解放民問題の多様さと複雑さを表象しているといえよう。

ただし本稿ではその定義を、数的に最も多いと思われ、現在も一般的に用いられている概念であるとの理由で、「1865年の南北戦争の終結までアメリカ先住民によって所有・使役され、戦後に解放された黒人奴隷（上記定義(1)に該当）」と、その現代に至るまでの子孫（同じく(3)の一部に該当）と規定し、先住民社会

2 Freedmenはこの他白人による所有、使役から解放された黒人奴隷も指す。

3 先住民社会における「混血」の意味については慎重な定義が必要であるが、本稿では字義通り生物学的に先住民血統を含む可能性を有する者と規定する。先住民社会内での「混血」規定の孕む問題性については、岩崎佳孝「北米先住民民族における「混血者」の位置づけについての試論——インディアン強制移住期のチカソーの事例より」『阪南論集』44-2 (2009), 15-32.を参照。

4 ここでいう縁組の意味については、主に第3節で詳しく述べる。

外の解放奴隷と区別するため、「黒人解放民」という名称を用いる。

上記再建条約の規定にもかかわらず、黒人解放民を成員として受容することを忌避する各先住民ネーションのほとんどは、成員資格授与に厳しい制限を課し（チェロキー、クリーク）⁵、あるいは受け入れを拒否した（チョクトー、チカソー）。19世紀後半から20世紀初頭にかけて連邦政府が作成した名簿、いわゆるドーズ名簿（Dawes Roll）によって、インディアン・テリトリーの先住民ネーション住民は（a）血統（by blood）による先住民、（b）婚姻等により成員資格を得た白人、（c）黒人解放民という三つの範疇に分けられ、その結果黒人解放民は、一旦ネーション成員となり得た者さえその立場を失い、多くは非成員（non-citizen）として先住民社会から分断、排除され、現在に至ることになる⁶。

とまれ20世紀に入ってから黒人解放民は研究対象のひとつとして「発見」され、先住民史や黒人史に加えて、再建期以降20世紀初頭にかけてのインディアン・テリトリー解体とオクラホマ州成立に至る時期の西部史研究等の視角から考察されてきた。これらの諸研究で、黒人解放民への関心は大きく以下の4つの主題の上におかれてきたように見受けられる。すなわち、（1）これまでに知られていなかった黒人解放民という存在の各人、ないしは総体としての歴史的経験（生き様）の発見と発掘⁷、（2）黒人解放民を含む多様で複雑な多文化エスニック社会としてのインディアン・テリトリーおよびオクラホマ地域史⁸、（3）合衆国における「人種」ヘゲモニー、カラーラインも与った、先住民から黒人解放民に加えられた「人種」

5 例えばチェロキー再建条約では、条約締結日（1866年7月19日）から6ヶ月以内にネーションに帰還した者のみが対象とされた。戦時中北軍のインディアン・テリトリー侵攻を恐れたチェロキーの奴隷主と共に多くの黒人奴隷が遠くテキサスまで避難しており、これらの者たちには期間内にネーションに戻ることは困難であった。

6 2013年2月現在、合衆国内務省は連邦裁判所に、成員権を求める黒人解放民とそれを拒否するチェロキー・ネーションとの間の積年の訴訟に対し、1866年条約の規定に従いチェロキー黒人解放民にネーション成員としての権利を認める略式判決を行うよう求める申し立てを行っている。2013年4月、それに関わる口頭弁論が行われることになっており、この問題の今後の行方が注目される。

7 例えばBarbara Krauthamer, *Black Slaves, Indian Master: Slavery, Emancipation, and Citizenship in the Native American South* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2013); Daniel F. Littlefield, Jr., *The Chickasaw Freedmen: A People without a Country* (Westport, CT: Greenwood Press, 1980); Celia E. Naylor, *African Cherokees in Indian Territory: From Chattel to Citizens* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2008) 等。以下（4）まで、代表的な研究についてのみ挙げる。

8 Murray R. Wickett, *Contested Territory: Whites, Native Americans and African Americans in Oklahoma, 1865-1907* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2000) 等。

差別の性質の研究⁹、(4) 黒人解放民の、先住民として、あるいは独自のエスニック・マイノリティとしてのアイデンティティの所在の研究である¹⁰。

先住民と黒人解放民の関係を考察することは、主流／上位社会によるマイノリティに対する差別、迫害という一般的な概念における人種間差別の図式とは異なり、エスニック・マイノリティ間に厳格なカラーラインが構築され、一方が他方を排撃している点において着目に値する。また21世紀に入ってからは、「5部族」ネーション成員権の取得あるいは回復を求める黒人解放民が先住民の「人種差別」を糾弾する運動を盛んに行い、黒人解放民問題は合衆国の行政、立法、司法府、世論を巻き込んだ政治イシューと化している。この点において、今日この問題の歴史的な経緯と意味の正確な理解は、以前にも増して求められている状況であるといっている。しかしながら「5部族」の黒人解放民問題は、アメリカ史の記述の中で言及されることがあまりにも少なく、アメリカ先住民研究や黒人史研究においてさえいまだ研究蓄積が少ない¹¹。

そこで本稿では、上記(1)から(4)の研究関心はいずれも重要であるとの前提に立ちつつ、管見の限りこれまで主題として顧みられることのなかった、より大きなアメリカ史の文脈中における先住民(集団)の位置づけという研究視座から黒人解放民問題を考察したい。具体的には、先住民集団のアメリカ連邦体制内におけるネーション構築に伴う成員規定を巡る問題、そしてネーションの黒人解放民への処遇という分析枠組みからみて、先住民集団のネーション建設上黒人解放民はどのような意味で不必要とされ排除されたのかについての考察が行われることになろう。

本稿では以上の主題を、黒人解放民にネーション成員権を与えることに「5部族」中最も強硬な態度をとったチカソー・ネーションの、1860年代後半から80年代初頭にかけての事例によって考察する。チカソーはアメリカ社会による領有

9 Gary Zellar, *African Creeks: Estelvste and the Creek Nation* (Norman: University of Oklahoma Press, 2007) 等。

10 Kevin Mulroy, *The Seminole Freedmen: A History* (Norman: University of Oklahoma Press, 2007); Celia E. Naylor-Ojurongbe, "Born and Raised among These People, I Don't Want to Know Any Other": Slave's Acculturation in Nineteenth-Century Indian Territory," in James F. Brooks, ed., *Confronting the Color Line: The Indian-Black Experience in North America* (Lincoln: University of Nebraska Press, 2002), 161-191. 等。以上、(1)から(4)の黒人解放民の研究動向について詳しくは、岩崎佳孝「南北戦争後の黒人解放民とアメリカ先住民——研究の動向と今後の展望」『立教アメリカン・スタディーズ』32(2010), 167-173. を参照。

11 Circe Sturm and Kristy J. Feldhousen-Giles, "The Freedmen," in Garrick A. Bailey, ed., *Indians in Contemporary Society*, Handbook of North American Indians, vol. 2 (Washington: Smithsonian Institution Scholarly Press, 2008), 276-284.

地への侵入と収奪、「文明化」された合衆国市民としての包摂の力学に並行、あるいは対抗し、1850年代中葉より他の「5部族」の残りの集団と同様「近代的」「民主的」「中央集権的」「西欧的」な立憲共和政体ネーションを形成し、それに伴い外部社会の境界を隔てる成員要件を規定してきた。本稿ではこのネーション成員権の枠組みから、南北戦争後新たに成員の可否を問われた黒人解放民という存在を巡るチカソーの施策を検討する作業を通じ、アメリカ連邦体制下における先住民ネーション主権がこの時期のチカソーにどのように定義されていたのかについての考察を行いたい。

本稿の構成は、以下の通りである。IIで、ヨーロッパ人による北米大陸植民期から合衆国における南北戦争に至るまでの先住民集団チカソー社会と黒人(奴隷)との関り、次いで南北戦争後の奴隷解放後のチカソー・ネーションの黒人解放民への処遇について概観する。続くIIIでは、南北戦争前後のチカソー・ネーションの社会および経済状況、それに伴うネーション成員条件の規定と連動した文脈で、戦後から1870年代初頭における黒人解放民に対する処遇が排除と包摂に揺れ動いたことを確認する。次いでIVでは、1870年代後半に黒人解放民の放逐が最終的に決せられた事情を、同時期のネーションを取り巻く状況の激変とそれに対するチカソーの反応に見出し、この時点から20世紀初頭まで継続することになるチカソー・ネーション主権の在り様についての一定の仮説を導き出したい。

II インディアン・テリトリーにおける先住民と合衆国の新たな関係 —南北戦争前の黒人奴隷制から再建期の黒人解放民問題へ—

チカソーは16世紀、領域内に侵入したスペイン探検隊が伴った黒人と初めて接触した。17世紀末から18世紀初頭に至る時期にイギリスと交易を通じた交際が始まると、イギリス政府官僚や交易商人等が領内に定住し、その多くはチカソー女性と通婚した。これら通婚による縁組によってチカソー社会の成員となった白人(intermarried white)、あるいはそこから生まれた「混血者」を通じて、チカソーは後に「文明化」と呼ばれることになる一種の西欧化を遂げ、18世紀末以降合衆国資本主義経済と結節していく。その過程で、イギリス人が伴った黒人奴隷もチカソー社会に居住するようになり、その後それらの白人男性とチカソー女性の間生まれた「混血者」によって、黒人奴隷の所有が開始された。

19世紀初頭からの合衆国政府による先住民のキリスト教徒化、農民化を中心とした「文明化」政策と、周縁南部諸州の黒人奴隷制度の影響を多分に受け、黒人男性は屋外の農地、綿花プランテーション等での農耕や労働、黒人女性は屋内で家事、育児を分担というかたちで、奴隷は一部のチカソー、なかんずく富裕、

表1 インディアン・テリトリーのネーション別人口(1860) (括弧内はパーセンテージ)

	チェロキー	チョクトー	チカソー	クリーク	セミノール	総計
先住民(インディアン)	13821(81.0)	13666(81.3)	4260(79.1)	13350(85.2)	2630(71.8)	47,927(80.7)
白人	716(4.9)	804(4.8)	148(2.7)	596(3.8)	35(1.0)	2,299(3.9)
黒人奴隷	2511(14.7)	2349(14.0)	975(18.1)	1532(9.8)	約1,000(約27.3)	約8,376(約14.3)
総計	17,048	16,814	5,384	15,678	約3,665	約58,594

Doran, 501. より執筆者作成。

権力層の経済活動の担い手として制度的に定着していった。チカソー・ネーションの人口は、南北戦争直前の1860年に先住民約79%、黒人奴隷約18%、縁組白人約3%という構成になっていた(表1)。また1837年の統計では、先住民中の「純血者(full blood)」は約77%、「混血者」および縁組白人は約23%となっている。この内、当初黒人奴隷を所有、使役していたのは前述のように「混血者」が主体であり、この時期次第に先住民「純血者」を含む富裕層の全体に導入されたというものの、1847年の時点でチカソー社会内の黒人奴隷所有比は、「純血者」世帯が約2割であるのに対し、「混血者」および縁組白人世帯は8割に及んだ。また世帯当たりの黒人奴隷所有数を4人未満、5人以上、10人以上の大規模所有の3種に分類すると、前者が7:2:1、後者が5:3:2の比率となっている。チカソーを含む当時の「5部族」社会では、土地は私有することはできないが、意欲と手段を有する者が任意に占有し使用することができた。以上のことから、19世紀中葉の時期には社会内で相対的に少数集団であったが、より多くの奴隷を使役する「混血」および縁組白人成員からなる富裕、権力者が、本来全ての者に共有されているチカソー領域内の土地を大規模に占有し、南部社会に類似した商業的綿花プランテーション経営を行っていたことが推察されるのである¹²。

これと同時期に合衆国は、東部先住民集団の占有する広大な領域を確保し、同時に上記「文明化」政策も両立させることを目途に、フランスからのルイジアナ

12 Michael F. Doran, "Population Statistics of Nineteenth Century Indian Territory," *Chronicles of Oklahoma* 53, no. 4 (1975): 506; Yoshitaka Iwasaki, "Freedmen in the Indian Territory after the Civil War: The Dual Approaches of the Choctaw and Chickasaw Nations," *The Nanzan Review of American Studies* 30: Proceedings of the NASSS 2008 (2008): 93; Wendy St. Jean, *Remaining Chickasaw in Indian Territory, 1830s-1907* (Tuscaloosa, AL: University of Alabama Press, 2011), 74; Bennie Coffey Loftin and Johnny Cudd, eds., *1847 Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory, 1839 Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory, 1837 Chickasaw Indian Census Roll: Mississippi* (McAlester, OK: Pittsburg County Genealogical and Historical Society, n.d), 1-90. チカソー社会内の黒人奴隷所有の実態については、岩崎, 「北米先住民族における「混血者」の位置づけについての試論」, 19. も参照.

購入によって獲得した広大な西部領地の一部を充てた先住民のための排他的占有領域インディアン・テリトリーへの強制移住政策も遂行しつつあった。1830年のいわゆるインディアン強制移住法の制定をうけ、チカソーは1837年より1840年代にかけてインディアン・テリトリー南部地域への移住を余儀なくされた。この時チカソーの所有する黒人奴隷も、主人と共に移住した。さらにチカソーはこの移住によって、地理的、文化的に非常に近似し、人口は4倍に及ぶ「5部族」のひとつ、チョクトーの自治政体チョクトー・ネーション内にその一地区チカソー地区(Chickasaw District)として包摂された。1855年、チカソーは「混血」富裕、権力層の主導下、合衆国およびチョクトーとの交渉の末、チカソー・ネーションとしてチョクトー・ネーションから分離して移住前の独立性を再確保し、翌56年には憲法を制定した。そこでは、全ての「5部族」ネーションと同様に黒人奴隷制度が容認され、奴隷所有者の財産権の保護がなされた¹³。

1861年から始まる南北戦争では、インディアン・テリトリーの「5部族」は最終的に南部連合国と同盟した。このことには様々な理由が考えられるが、重要な要因としてはインディアン・テリトリーが南のテキサス、東のアーカンソーという南部連合国諸州に半分包囲された状態に在ったことが挙げられる。さらに本稿の関連でいえば、「5部族」社会が主として「混血者」と縁組白人を主体とする富裕、権力者層が黒人奴隷により依拠した社会経済を維持していた故に、南部社会およびそれが体現する南部連合国への協調に親和性があったことが挙げられよう。「5部族」は連邦政府との関係性を解消して南軍に加担し、北軍とインディアン・テリトリー内外で戦闘を行った。1865年に南北戦争が合衆国の勝利に終わると、同年から翌年にかけて南部連合国とは別個に合衆国と講和交渉に入った。そして66年に、合衆国とチェロキー、チョクトーおよびチカソー合同、クリーク、セミノールとの間に、それぞれ4つのいわゆる再建条約が締結された¹⁴。

これらの条約の趣旨には、土地の割譲と領内への鉄道敷設、割拠する各先住民集団が個別に排他的自治を行ってきたインディアン・テリトリーの連邦への将来的な統合、さらに各集団が所有、使役する黒人奴隷の解放と成員資格付与への要求があった。チョクトー、チカソー合同で調印された再建条約(以下、チョクトー／チカソー再建条約)の場合も、同様の内容をもつものであった。それはすなわち、

13 以上の経緯について詳しくは、岩崎佳孝「強制移住後のインディアン・テリトリーにおけるアメリカ先住民部族——チカソー族の部族内抗争と部族自治への道程」『アメリカ史研究』24(2001), 1-16. を参照。

14 岩崎佳孝「南北戦争後のアメリカ先住民連合による立憲共和政体構想——インディアン・テリトリーにおけるオクムルギー会議(1870-1878)」『パブリック・ヒストリー』9(2012), 120-122.

(1) 西部先住民集団（いわゆる平原部族）移住先とするため、共有領（Leased District）とよばれる両ネーション共同保有領域を30万ドル（取り分はチョクトー4分の3、チカソー4分の1の割合で分割）で合衆国に割譲する。ただしその30万ドルは一旦合衆国が信託運用する、(2) ネーション内へ鉄道を敷設することを認め、さらに鉄道会社に沿線の土地を供与する、(3) インディアン・テリトリーに居住する先住民集団で連合政体を設立する、である¹⁵。しかし、本稿に関連して最も重要な条項は、チョクトーとチカソーが所有、使役する黒人奴隷を解放し、ネーション成員資格、参政権、土地40エーカーを授与すべしという規定であった¹⁶。

黒人解放民に関わる条項も含め、4つの再建条約は基本的には以上と同じ内容をもつものであったが、チカソー／チョクトー再建条約については、黒人解放民に関して他の三条約と内容を異にする項目があった。それは、解放後の黒人解放民へのネーション成員権とそれに伴う諸権利授与項目の履行について、2年間の猶予が与えられたことである。またもし2年の期限内にネーションが当規定を執行しなかった場合には、連邦政府が信託された30万ドルを用い両ネーションから黒人解放民を退去させるとともに、黒人解放民に1人当たり100ドルを供与するということも、同条約独自の規定であった。

再建条約の調印後、1867年にチカソー・ネーションは先の1856年憲法を改正し、黒人奴隷制度に関わる条項を削除した¹⁷。再建条約によって奴隷身分から解放されることとなったチカソー・ネーション内の黒人解放民の一部は、元の奴隷主が所有する農牧場や農地に残留し、小作人（シェアロッパー）や賃金労働者として働いた。一方、その元を離れ開拓自営農民となる者、あるいは無法者（アウトロー）や合衆国陸軍騎兵隊員（バッファロー・ソルジャー）となる者もいた¹⁸。

チカソーの民は、これら黒人解放民の存在を忌避し、その排斥を望んだ。それはひとつには、黒人奴隷制度を教えたのは白人であったのにもかかわらず、白人間の戦争である南北戦争に巻き込み死傷者と居住地の荒廃をもたらした挙句、奴隷

15 インディアン・テリトリーにおける先住民連合政体構想について詳しくは、岩崎、「南北戦争後のアメリカ先住民連合による立憲共和政体構想」、115-133。を参照。

16 Charles J. Kappler, *Treaties, Indian Affairs: Laws and Treaties*, vol. II (Washington: Government Printing Office, 1904), 918-931.

17 Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1860. Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1975), 22; Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1867. Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1975).

18 Duane Champagne, *Social Order and Political Change: Constitutional Governments among the Cherokee, the Choctaw, the Chickasaw, and the Creek* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1992), 223; Iwasaki, 96.

解放まで強いられたことへの怒りがあった。さらに奴隷解放の要求は、南部連合国への加担に対する懲罰的な内政干渉であるという認識があった。以上のような本来連邦政府に向けられるべき反感が、身近な黒人解放民に転嫁されたとみることができるだろう。また、それまで所有、使役してきた奴隷と対等な立場になることへの心理的抵抗もあったであろう。さらに、後述するようにさほど奴隷労働力に依拠していなかった非富裕、非権力層の者は、黒人との政治的、経済的競争が生じることへ脅威を感じていたことも考えられる。このため、チカソー社会内では黒人を知的に劣り、道徳心や自制心が欠如しているため犯罪を含む騒動をおこし、不潔故に伝染病を介する劣等「人種」であるとする認識が広まり、蔑視や敵意のみならず、略奪やリンチ、ひいては殺害にまで及ぶ凄惨な暴力行為を黒人に加え始めた¹⁹。

一方ネーション政府は、先の条約による黒人解放民の成員としての容認に両ネーションが判断を下す期限である1868年、チョクトー・ネーション政府と合同で連邦政府に対し、30万ドルを用い黒人解放民を速やかに退去させることを求めた。しかし73年には一転して、「黒人へのチカソー・ネーション成員権授与法 (Act to Adopt the Negroes of the Chickasaw Nation, &c.)」を制定し、黒人解放民を受け入れる意向を示した。さらに77年には「1866年条約承認法 (Act Confirming the Treaty of 1866)」と「チョクトーおよびチカソー・ネーション黒人解放民とその子孫に関する決議 (Resolutions in Relation to the Freedmen and their Descendants in the Choctaw and Chickasaw Nations)」によって、再び連邦政府に30万ドルを用い黒人解放民を退去させるよう要求したのである。黒人解放民は、連邦政府および両ネーションに対し残留を要求し、合衆国市民権、ネーション成員権双方の獲得と迫害からの保護を求め続けたが、連邦政府は具体的行動を起こさなかった。そのためこの1877年以降、チカソーによる黒人解放民放逐の方針は確定したのである²⁰。

さて再建条約以降70年代後半に至るまでの約10年間、チカソー・ネーション政府は何故、社会内の黒人解放民に対する反感にもかかわらず、このように黒人

19 Chickasaw Commission, *Laws of the Chickasaw Nation, I. T., Relating to Intermarried and Adopted Citizens and the Rights of Freedmen* (n. d. Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1975), 8-15, 22-23; Littlefield, 53; U.S. Congress, *Chickasaw Freedmen: Memorandum of the Case of the Chickasaw Freedmen, Brief and Argument by Their Attorney: The Laws of the Chickasaw Legislature and Acts of the Congress of the United States Together with a Memorial of the Chickasaw Nation and Freedmen*, 55th Cong., 1st Sess., Doc. 157 (Washington: GPO, 1897), 2-3, 6, 16, 27-28.

20 Chickasaw Commission, 8-15, 22-23; Littlefield, 53; U.S. Congress, 2-3, 6, 16, 27-28.

解放民の成員認定についての方針を変転させたのであろうか。次節以降ではこれを、当時のチカソー・ネーションが経験しつつあった社会、経済、政治状況との関連から考察したい。

Ⅲ ネーションへの白人、黒人の浸出と成員規定の成文化

南北戦争後、合衆国東部での牛肉の需要増加をうけて、チカソー・ネーションは牛の群れをテキサスからカンサスまでの長距離を運ぶ、有名なチザム・トレイル (Chisholm Trail) の中継地となり、多くの南部白人牧畜業者が牛が草を食む牧草地をチカソーから賃借し始めた。1870年代初頭には、チカソー／チョクトー再建条約の規約に基づき鉄道会社に供与された敷設用地 (right-of-way) に鉄道が延伸され、それと共に周縁諸州、他の先住民ネーションから白人および黒人が、土地投機業者、退役兵、難民、移民、無法者として大挙流入した。そして鉄道の沿線には、多くのタウンが建設された。鉄道敷設後、牧畜業者はいったん牛を鉄道でチカソー・ネーションまで運搬し、賃借牧草地で十分太らせた後再び鉄道によりカンサス経由で東部市場まで運ぶようになった²¹。

1870年代初頭には、まだネーション内にはチカソーが散在して居住するのみで、白人の数は僅かであったという。しかし1860年から90年にかけてのチカソー・ネーション領域内における人口動態をみると、(縁組白人を含む) チカソーの約23%増加に対し、黒人は277%、非成員白人に至っては32.617%の驚異的な増大を示している。すなわち南北戦争直前の時点ではチカソーが人口の約8割を占めていた領域は、1870年代より世紀末に至るまでの間に先住民が1割弱に過ぎない少数集団と化し、黒人もさることながら、圧倒的にチカソー・ネーション成員以外の白人が多数を占めるようになり始めたのである (表1, 2)²²。

表2 インディアン・テリトリーのネーション別人口(1890)(括弧内はパーセンテージ)

	チェロキー	チョクトー	チカソー	クリーク	セミノール	総計
先住民(インディアン)	22,015(39.1)	11,057(25.2)	5,223(9.1)	9,999(55.8)	1,761(64.3)	50,055(28.1)
白人	29,166(51.8)	28,345(64.7)	48,421(84.5)	3,287(18.4)	172(6.3)	109,393(61.4)
黒人	5,127(9.1)	4,406(10.1)	3,676(6.4)	4,621(25.8)	806(29.4)	18,636(10.5)
総計	56,309	43,808	57,329	17,912	2,739	178,097

Debo, 14; Doran, 512. を参考に執筆者作成。

21 Champagne, 209-210.

22 Joe T. Roff, "Reminiscences of Early Days in the Chickasaw Nation," *Chronicles of Oklahoma* 13, No. 2 (1935), 177; St. Jean, 75.

前節で述べたように、1855年のチョクトー・ネーションからの自立以来、南北戦争後に至るまでの富裕、権力者層を構成していたのは、「混血者」および、縁組白人成員層であった。ネーション共有領地を大規模に占有する「混血者」と縁組白人は、戦前には多数の黒人奴隷を所有し商業的綿花プランテーション経営を行い、南北戦争後は牛、豚の牧畜業を中心に、麦、トウモロコシを生産する農業、林業、採鉱、石油掘削に経済活動の軸を移した。この時期ネーション行政府の長である総督(Governor)職に在ったウィンチェスター・カルバート(Winchester Colbert)²³と彼に続く総督サイラス・ハリス(Cyrus Harris)²⁴もこの階層に属しており、そこからの支持を得ていた。

チカソーの富裕、権力層は、南北戦争後の奴隷解放に伴い、それまで依拠していた奴隷労働力を失うことになった。そこで「混血者」および縁組白人たちはそれを補うため、ネーションに大量に流入する非成員白人および一部の黒人(解放民)をカウボーイや賃金労働者として雇用し、あるいは自己が占有する共有地を貸与し、放牧、土地の開墾、改良、小作、木材の伐採、採鉱等を行わせた。総督ハリスも、経営する大農場内に白人労働者と小作農を抱えていた。チカソー富裕、権力層はまた、主に白人非成員がネーション内で使用する土地や所有する牛を成員である自己の名義とし、非成員資産に対する後述するネーション政府からの課金を回避しようとした²⁵。

これらの非成員白人の中には、チカソーの雇用者となり、土地を賃借する者以外に、チカソーとは関係を持たずにネーション内に不法定住を行う者も多数存在した。またその一方で、チカソー女性との婚姻を志向する者も現れた。これによってネーション成員資格を得て、それ以外の者には許されないネーション内の土地の使用権、占有権と、これまでの諸条約でチカソーが合衆国から配分されることになっている年次支給金を獲得することを目論んだのである²⁶。

このようなことを可能にしたのが、ネーション憲法における成員要件であった。本来、先住民集団チカソーでは外部の非チカソー者、なかんずく白人(主として

23 任期 1858 年～60 年、62 年～66 年。

24 任期 1856 年～58 年、1860 年～62 年、66 年～70 年。

25 Wendy St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton: The Only Good White Man was an Evicted White Man." *The Journal of Chickasaw History* 5, no. 3 (1999), 9-17; Wendy St. Jean, "'You Have the Land, I Have the Cattle': Intermarried Whites and the Chickasaw Range Lands," *Chronicles of Oklahoma* 78, no. 2 (2000), 182-195; Wendy St. Jean, *Remaining Chickasaw in Indian Territory*, 56.

26 St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 9-17; St. Jean, "'You Have the Land, I Have the Cattle,'" 182-195; St. Jean, *Remaining Chickasaw in Indian Territory*, 56.

男性)は、縁組により比較的容易に社会内に迎え入れられてきた。縁組は古来、血縁、地縁に出自をもつ各地有力者の討議と合意によって運営される社会統治システム「集会 (Council)」によって決められた。しかしインディアン・テリトリー移住後から 1845 年代にかけて「集会」は事実上消滅し、1855 年にチカソー・ネーションが成立した後は、選挙によって選出された統治者によって構成されるネーション議会 (Council) の認定により縁組が行われる場合もあった。しかし母系社会のチカソー社会を反映して、多くの場合縁組はチカソー女性との婚姻によって容易に実現した。18 世紀以降、縁組白人成員男性とチカソー女性との間に生まれた白人血統を有する「混血者」が社会内に多数出現した理由はここにある。さらに先に述べた 1856 年憲法において、チカソー成員たるための規定が初めて

表 3 チカソー成員規定 (1856)

	全権利、特権、免除;含・投票権、公職就任権、共有地利用権	>合衆国からの年次支給金	>ネーション内居住権(ネーション法適用)	白人認定可能性	黒人血統認定可能性
① 出生によるチカソー	○	○	○	×	×
② 縁組によるチカソー(ただし、インディアン・テリトリー移住前に「集会」認定、または移住条約リストに名が記載され、さらにその後 1856 年の時点でも成員で在り続けている者)	○	○	○	△	×
③ チカソー成員と婚姻関係を維持し、ネーション内に居住している非成員の夫/妻	×	○	○	○	×
④ 上記婚姻により出生した子=①	○	○	○	×	×
⑤ ②以外にネーション議会が認定した者	×	×	○	○	×

Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws*(1860)

表 4 チカソー成員規定 (1867)

	全権利、特権、免除;含・投票権、公職就任権、共有地利用権	>合衆国からの年次支給金	>ネーション内居住権(ネーション法適用)	白人認定可能性	黒人解放民認定可能性
① 出生によるチカソー	○	○	○	×	×
② 縁組によるチカソー(「集会」または 1856 年～67 年にネーション議会が認定した者)	○	○	○	○	×
③ チカソー成員と婚姻関係にある非成員の夫/妻(1856 年～67 年にネーション議会が認定した者)	○	○	○	○	×
④ 上記婚姻により出生した子=①	○	○	○	×	×
⑤ 縁組によるチカソー(1867 年以降にネーション議会が認定した者)	△(総督就任権除く)	○	○	○	×
⑥ チカソー成員と婚姻関係にある非成員の夫/妻(1867 年以降にネーション議会が認定した者)	△(総督就任権除く)	○	○	○	×
執筆者注記: 1866 年条約規定に基づき黒人解放民が成員として認められた場合	△(土地は 40 エーカーに限定; おそらく共有地使用権なし)	×	○		

Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws*(1867)

成文化され、同憲法ではおそらく白人を主たる対象とする非成員を、婚姻を通じた手段を主とする縁組によって、本来の先住民成員が有する一部の権利を除外された成員として受け入れることを明示した（表3：網掛け部分）。さらに南北戦争直後の1867年憲法では、白人成員は先住民成員とほぼ同等の権利を得ることになった（表4：網掛け部分）²⁷。

1860年代のネーション政治を主導した富裕、権力層を代表する総督カルバートは1866年、「再建条約によって白人の入植を認めなくてはならなくなった」ため、ネーション領内への多数の白人侵入を阻止することは最早できないと述べた。ここから「混血」および縁組白人成員たちに、およそ困難な侵入者の排除を試みるよりも積極的に参入してくる白人を労働力とし、場合によっては成員として包摂した方が得策であるとの認識が生まれたと推察される。また富裕、権力層は、戦前は大規模奴隷所有主として人を使役、雇用する経営に親和性があった故に、戦後も引き続き大土地「所有」を行いつつ、奴隷の喪失によって不足することになった労働力を主に白人によって補完しながらの経済発展を志向したのであろう²⁸。

その一方、白人同様に非成員の黒人奴隷（1856年憲法の場合）ないし解放民（1867年憲法の場合）の場合は、南北戦争以前は奴隷という社会的身分の故に縁組は希少であったろうし、戦後には前述のような黒人解放民に対する一般民の極度に否定的な感情から縁組を得ることは困難であったと思われる。また戦争後の憲法の規定にも、白人の場合とは異なり成員となり得る可能性は読み取れない（表3, 4：イタリック部分）。

しかし一方で総督カルバートは先の白人受容止むなしとの声明中で、チカソー黒人解放民をネーション外に追放した場合、特にチカソー／チョクトー再建条約で手放したネーション西部に接する共有領に、諸州や他のネーションからやって来る解放黒人、黒人解放民も包含した莫大な数の黒人居住地帯が発生する可能性への懸念を述べた。そのために彼は、黒人解放民をネーション内で少数派に留めおいたまま労働力として利用する方が得策であり、さらにその場合には連邦政府からネーションに支払われることになる30万ドルを、南北戦争の補償金として

27 Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1860), 17, 19; Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1867), 6, 17; St. Jean, *Remaining Chickasaw in Indian Territory*, 74-75.

28 "An Address of P. P. Pitchlynn and Winchester Colbert," *Vindicator*, 27 August 1873; John Bartlett Meserve, "Governor Daugherty (Winchester) Colbert," *Chronicles of Oklahoma* 18, no. 4 (1940), 352-354.

受け取るべきであると説いた²⁹。

この声明中、とりわけ後半部分の主張には、自身の属する富裕、権力層が依って立つ経済活動の担い手として非成員白人と同様に黒人解放民も利用せんとする思惑が伺えるが、他方白人とは異なる黒人への「人種」的な恐怖の存在も窺うことができるかもしれない。とまれ、チカソー／チョクトー再建条約の規定に従いネーション成員となった場合にも、黒人解放民は白人が成員として縁組された場合とは異なる非常に限定的な条件の下におかれることになっていた（表4：イタリック部分）ことから、白人と黒人の差別化が図られていた³⁰。

南北戦争後の奴隷解放によってチカソーの民の間に黒人解放民への強い反発が生じていたにもかかわらず、1873年に「黒人へのチカソー・ネーション成員権授与法」が制定され、ごく一時的にはあるが黒人解放民の成員としての包摂が決せられるという矛盾する事態が生じた。これは何故なのかという問いに対しては、当時のネーションがカルバートと、同じ社会階層に属する総督ハリスの政治的影響力の下にあったことを勘案すると、以上述べたような文脈上によってのみ理解し得ると思われるのである³¹。

IV チカソー・ネーションによる黒人解放民排除の意味

1870年代は、ネーション内への非成員の白人、黒人人口の急増と並行して、1855年のネーション結成から60年代まで政治を支配し、経済活動を積極的に行ってきた主に「混血者」、縁組白人からなる富裕、権力層と、それ以外の者、とりわけ「純血者」を主体とするチカソーの民との間で、経済面の格差が一層拡大した。

その結果チカソー史上初めて、2つの政党が結成された。いずれの党も綱領を掲げ、党首と各地域における支部長を擁し、黨員集会の実施等による政争が展開され、チカソーの民からの支持獲得を目指した。そのひとつ回帰党（Pullback Party）は、これまで政治にさほど関与してこなかった「純血者」の多く、すなわち戦前に奴隷を全く所有していないか少数しか使役していなかった者、自営農民、伝統・保守主義者等の非富裕者を支持母体とした。回帰党の主張は、従来の政権が容認してきたように経済活動推進のために多くの外来者、特に白人をネーションへ受け入れることを自治への侵害とみなし、これに批判的であった。これ

29 “An Address of P. P. Pitchlynn and Winchester Colbert” ; Wickett, 11-12.

30 Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1867), 6, 17.

31 “An Address of P. P. Pitchlynn and Winchester Colbert” ; Wickett, 11-12.

に対し従来の富裕、権力層は、総督ハリスを筆頭とする革新党 (Progressive Party) を結成してこれに対抗した。しかしながら、「純血者」と「混血者」および縁組白人の人口比を反映し、回帰党の支持者は革新党支持層を上回っていた。その結果、1870年代中葉からは回帰党がネーションの政治を担うこととなり、支持者である多数のチカソーからの支持を得て80年代中葉までの10年間ネーション総督職に就いたのが、ベンジャミン・フランクリン・オーバトン (Benjamin Franklin Overton) であった³²。

オーバトンは、8分の7の白人血統を有する「混血者」であった。政敵は彼の白人的な外見を非難し、そのインディアン性に疑義を呈することによって攻撃を加えた。しかしオーバトンはその評価とは反対に、「大胆」「断固たる」「積極的」と評される手腕をもって、反白人的政策を遂行していった。彼は白人、とりわけ下層階級の者は人間の姿を借りた悪魔であると言い切ることでその脅威を訴え、先住民は白人より優性な人種であるとさえ主張した。彼は同様の文脈から、当時合衆国西部で遂行されていた先住民集団ラコタ (Lakota) の武力抵抗への合衆国陸軍騎兵隊による鎮圧戦、いわゆるスー戦争 (Sioux War) を³³、白人による不正、邪悪な侵略に対する先住民の自衛戦争と位置付けた。彼は1880年に、ラコタを含む西部の先住民集団 (いわゆる平原部族) のチカソー・ネーションへの移住と定住を連邦政府に要求しさえしている³⁴。

翻ってチカソー・ネーションの現況を見るに、オーバトンは無断侵入者に土地が奪われている点においてかつてチカソーが経験した合衆国南東部からの強制移住と同じであると断じ、ネーションからのあらゆる非チカソーの排除を主張した。自身は大牧畜業者であったにもかかわらず、彼は白人、とりわけ牧畜業者と、黒人解放民による土地浸食の防止のため、非成員の規制と排除、回帰党支持層である小規模自営農民の保護、ネーションの財源増大のための政策を唱導し、1874年と、総督職2期目にあたる76年にも、革新党の元総督ハリスを破り総督職に

32 任期1874年～78年、80年～84年。途中に2年間空いているのは、ネーションの規定により2年任期の総督再任は1回しか認められていなかったためである。そのためにその間は、オーバトンの義理の弟であるB・C・バーニー (B. C. Burney) が代理として総督職に就いた。John Bartlett Meserve, "Governor Benjamin Franklin Overton and Governor Benjamin Crooks Burney," *Chronicles of Oklahoma* 16, no. 2 (1938): 221-223; St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 9-11.

33 スーとはラコタの別称である。

34 これは一方で、ネーション内に西部先住民集団の居住区を設定することで白人、黒人によるこれ以上のネーション領有地獲得を妨害するという意図もあった。Meserve, 221-325; "Message of B. F. Overton," *Indian Journal*, 20 September 1883; St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 10-11.

就いた。

ここでいう非チカソーとは、理論的には白人と黒人解放民を含む全ての非成員を指す。繰り返し述べるように、革新党支持層主体の旧政権下、1873年に「黒人へのチカソー・ネーション成員権授与法」において一旦黒人解放民に限定しながらも成員権を与える方針が決した。オーバトンは75年と翌76年、チョクトー・ネーションとの間に両ネーションの黒人解放民を放逐する方針について共同歩調をとるための交渉に入り、77年には「1866年条約承認法」と「チョクトーおよびチカソー・ネーション黒人解放民とその子孫に関する決議」によって73年法を破却すべく、再び連邦政府に30万ドルを用い黒人解放民を退去させるよう要求したのであった。さらに1884年には、白人に人口面で圧倒（傍点執筆者）されつつあるネーションの自治遂行に多大な被害を及ぼすとして、黒人解放民への成員資格付与にも反対の意を表明した³⁵。

しかし上記傍点に示されているように、オーバトン政権下のチカソー・ネーションでより大きな脅威として捉えられ、主たる規制、放逐対象とされたのは、南北戦争後、特に1870年代に急増した入来者、特に成員女性との婚姻という手段を用いて成員となることを謀る者も含め、黒人よりはるかに人口面で脅威となりつつあった白人、特に牧畜業者であった。これは、中継ぎとみなし得るバーニー政権も含むオーバトン政権時代、ネーション議会で承認された法案や決議の数が、非成員白人関連（と推察されるもの）が黒人解放民関連のものより4倍以上であることが確認できることから明らかである（表5：網掛け部分）³⁶。

1870年代中葉から80年代中葉にかけてチカソー・ネーションで制定された、白人対象と推察される主要立法を、以下に幾つか挙げる。ネーション内への居住を希望する労働者、農民に対しては、「居住許可法（Permit Law）」に基づき当初は年5ドル（1876年）、次いで25ドル（1878年）の課金を行い、未支払者は不法侵入者とみなし後述の排除対象とした。ネーション内での営利行為にも年単位の許可料を課し、販売する商品にも課税した。医師にも、営業許可料として1年毎に更新料5ドルを求めた。とりわけ牧畜業者に対しては使用する牧草地域の制限とその利用料を徴収し、牛1頭毎に課税した。さらに毎年、その税額を値上げした。また南北戦争後増大したチカソー女性との婚姻によってネーション成員権取得を意図する者には、1876年の「全ての非成員にネーション市民との婚姻許可証発行条件としてチカソー・ネーションへ2年の居住を課す法（Act

35 Meserve, 221-325; "Message of B. F. Overton"; St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 10-11.

36 Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1867); Chickasaw Commission.

表5 チカソー総督(1856-1886)別にみるネーション議会の法案・決議承認数

		法案承認	うち黒人解放民 関連のもの	うち非成員 白人関連 (と推察されるもの)
1856-58	Cyrus Harris	62		4
1858-60	Winchester Colbert	33		1
1860-62	C. Harris	12		
1862-66	Colbert			
1864	Horace Pratt (acting)			
1866-70	C. Harris	20	1	1
1870-72	William P. Brown	1	1	
1872-74	C. Harris	1	1	
1874-78	Benjamin Franklin Overton	123	3	14
1878-80	Benjamin Crooks Burney	5		1
1880-84	Overton	10	1	2
1884	Hickeyubbee(Ah-chuckah-nubbee) (acting)	2		
1884-86	Jonas Wolf	13	2	2

Authority, *Constitution, Laws, and Treaties of the Chickasaws* (1867); Chickasaw Commission. より執筆者作成。

Requiring All Non-citizens to Remain in the Chickasaw Nation for a Period of Two Years before They Can Procure a License to Marry a Citizen of This Nation)」等によって既成員中の人格に優れた者5名からの素行と勤勉性についての推薦と、2年以上ネーションに居住しているという条件を満たした上で、婚姻許可証を発行した。以上の課金に従わない非成員に対しては、ネーション政府の家畜監督官、保安官、軽騎兵隊(Lighthorse)に、創設した民兵を加えて、時には総督自らがそれらを率いてネーション内を巡回し徴税を行い、それに従わぬ者を不法侵入者として退去を通告し、占有牧草地を囲む鉄条網を切断し飼育する牛を解き放つといった強制的手段まで行使した³⁷。

オーバトンの後継者として回帰党のジョナス・ウルフ(Jonas Wolf)³⁸が総督となった後の1885年、「チカソー・ネーション黒人解放民への成員権付与棄却法(Act Rejecting the Adoption of the Freedmen in the Chickasaw Nation)」が制定され、黒人解放民の(限定的)成員化を認めた1873年の「黒人へのチカソー・ネー

37 Chickasaw Commission, 26-30; St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 12-13.

38 任期1884年～86年。John Bartlett Meserve, "Governor Jonas Wolf and Governor Palmer Simeon Mosely," *Chronicles of Oklahoma*, 18, no. 3 (1940): 243-251.

ション成員権授与法」は公式に棄却され、以後チカソー黒人解放民放逐は既定方針となった。その一方、オーバトン政権で開始された法的規制および強制退去の行使によっても、流入する非成員白人の排除は功を奏さなかった。合衆国市民として本来的にネーション法適用外にある非成員白人に対し、ネーション政府は直接の刑罰を科すことができなかつたし、鉄条網の切断といったネーション警察権力の間接的な圧力に一旦退去を強いられることになった場合でも、白人は当局が現場を撤収するとすぐに立ち戻った。またオーバトン政権期に「居住許可法」による25ドルの課金が、非成員白人のみならず彼らを雇用する革新党勢力の富裕者たちからも大きな反発を被ったために78年中に撤回されたことも、80年代にさらなる外部からの侵入の誘因となった³⁹。

このことが示すように、チカソー・ネーションが黒人解放民よりも大きな脅威とみなした成員以外の白人の侵入は、留めることができぬまま爆発的に増加し続けていった。そして既述のように、先住民ネーションに所属しない白人の人口は、19世紀末にはネーションの8割強を占めるまでに至った(表2)。これはインディアン・テリトリー全体に共通する現象であり、1890年にはテリトリー西半部が白人を主体とするオクラホマ・テリトリー (Oklahoma Territory) として分離した。非成員白人の人口は残されたインディアン・テリトリーでも先住民、黒人(解放民)を超過し、先住民集団が「無駄に」占有する広大な領域の解放を求める内外の白人社会からの声は合衆国世論、ひいては政界を動かした。連邦政府は1887年のいわゆる「ドーズ一般土地割当法 (Dawes Act)」と1898年の「カーティス法 (Curtis Act)」に基づく93年から20世紀初頭にかけてのドーズ名簿作成によって、インディアン・テリトリー住民を「インディアン」「通婚白人」「黒人解放民」のカテゴリーに分け、インディアン・テリトリーの先住民占有領域を分割し、各個人に私有地として割当てた。それに伴い1906年には「5部族」ネーション政府は公的には解体され、翌1907年にインディアン・テリトリーとオクラホマ・テリトリーが合併しオクラホマ州が成立し、連邦に加盟した。以上の経緯の中で、先住民は無論のこと「5部族」ネーションが排斥した黒人(解放民)は共に、合衆国白人市民を主体とする歴史の潮流の中に呑み込まれていったのである⁴⁰。

39 Champagne, 225; Chickasaw Commission, 12-15.

40 Angie Debo, *And Still the Waters Run: The Betrayal of the Five Civilized Tribes* (1940. Princeton, NJ: Princeton University Press, 1968), 14; Doran, 512; St. Jean, "The 'Pull Back' Policies of Governor B. F. Overton," 11. なおオーバトン政権以降20世紀初頭にかけての、チカソー・ネーションを含むインディアン・テリトリーの状況について詳しくは、岩崎、「南北戦争

V おわりに

「はじめに」で述べたように、先住民集団チカソーは「部族」とよばれるエスニックな血縁集団、集落、集合体、地域コミュニティとしての形態から、ヨーロッパ人の入植後、次いでアメリカ合衆国建国後、ネーションとして再構成された。チカソー以外にその顕示的な事例の嚆矢とみなすことができるのが19世紀初頭のチェロキー・ネーションの成立であるが、チカソーの場合は1855年のチョクトー・ネーションからの自立時をその画期として捉えることができよう。「部族」とは異なりネーションは、他の先住民集団（ネーション）、外部白人社会、周縁諸州と峻別される特定の地域に継続的に存在するものとして、部族時代には曖昧であったネーションの境界線を設定し、それと共に誰が先住民チカソーであるのかという、成員についての厳密な規定が成文として明示されたのである。そこでは、チカソーではない先住民は無論のこと白人でさえ婚姻を中心とした縁組によって成員となることが許される傍ら、ネーション化、「近代化」の過程で白人社会と連結した「人種」意識が涵養された結果、黒人奴隷／解放民は先住民とは切り離された。

その一方、当時の合衆国為政者からは近代的、民主的、中央集権的な形態をもつものとして評価され、連邦体制の中で暫定的に存続を認められたネーションは、少なくとも19世紀中盤までは、多分に従来の先住民チカソー的な要素の残滓をとどめた、外形上疑似的、取捨選択的な西欧的立憲共和政体でもあった。ネーション成立から1870年代まで富裕、権力層を構成してきた人口面で少数派である「混血者」および縁組白人成員は、合衆国資本主義経済と結節し、慣習的に共有されてきた領有地を大規模に占有使用すると共に、非成員白人労働力を積極的に包摂して利用した。しかし、このような振舞は多数派「純血者」が主体の非富裕層の反感を醸成し、非チカソー排除を標榜する政権の成立というかたちで表出した。それは換言すれば、白人および黒人（解放民）の社会内への大挙流入による土地浸食と労働力をめぐる競争の激化に、多くの先住民が抱いた危機感を体現する現象であった。しかしそこでより大きな脅威とされ、対策が講じられたのは、黒人（解放民）よりもはるかに数的に勝る白人であった。チカソー・ネーションにおける黒人解放民に対する処遇は、白人に比して極めて限定的な成員権を認めるか認めないかという段階にとどまり、最終的には白人排斥の文脈の中で一絡げに除

後のアメリカ先住民連合による立憲共和政体構想」および、岩崎佳孝「20世紀のアメリカ先住民連合の新州創設構想——セコイア州憲法制定会議（1905）の考察」『アメリカ史評論』30（2013）、10-29.を参照。

外されたと捉える必要があるだろう。

最後に、考察の俎上に載せることが叶わなかったいくつかの課題について述べておきたい。本稿では先住民チカソーにとって、黒人解放民はどのような意味において不必要とされていったのかという問題を手掛かりに、チカソーによるネーション構築の過程について考察した。今後はこの問題を、チカソー・ネーションに対峙し、国内先住民に対する処遇を行う立場にあるアメリカ連邦政府為政者が、再建条約の中で黒人解放民を先住民と同等の成員と為すことを求め、またそれにもかかわらず、以後、先住民から迫害を受けた黒人解放民からの救済要求に応じなかった理由は何故なのかについて考察することも必要であろう。この課題を併せて考察することによって、再建期から世紀末にかけてのアメリカ社会、特に黒人への差別を強化する南部社会の政治、経済、人種意識が、チカソー・ネーションと白人、黒人の関係性に照射したものは何だったのかを明らかにし、アメリカ連邦体制下における先住民ネーションの位置づけについての、より深化した考察を行いたい。

ABSTRACT

Emancipation of African American Slaves in the Indian Nation: Politics regarding the Chickasaw Freedmen and Tribal Citizenship after the Civil War

Yoshitaka Iwasaki

This study examines the historical implication and politics regarding the tribal membership of the Chickasaw freedmen, the former slaves once owned and emancipated by the Chickasaw Nation of the so called “the Five (Civilized) Tribes” living in the Indian territory, now around the State of Oklahoma. The study reviews how and why the Chickasaw freedmen were not assimilated into the tribe of their former owners after the Civil War.

After the Confederates surrendered in 1865, the federal government concluded treaties with the Five Tribes to re-establish relations with these Native American nations in 1866. These treaties included articles obliging the Indians to emancipate their black slaves and grant them citizenship rights and 40 acres of land.

More specifically, the treaty with the Chickasaw Nation included two options. The first option stated that if the freedmen would be given the aforementioned benefits within two years, then the Chickasaw Nation would be paid \$300,000 by the U.S. government to cede “the leased district,” i.e., the western part of the Chickasaw and Choctaw Nations jointly held by both tribes. The second option stated that the freedmen would be moved to “the leased district” with help from the U.S. Army while using part of the \$300,000 to support the effort. Whichever option was chosen, the pay for “the leased district” would be held in a trust by the U.S. government until the Chickasaw Nation made its decision regarding the future of their freedmen.

In contrast to the other four nations (the Cherokee, Choctaw, Creek/

Muscogee, and Seminole) who accepted their freedmen as citizens (at least until the 1870s), the Chickasaw refused to grant citizenship to their former slaves. This study examines the period when the Nation once decided to grant their freedmen rights of citizenship in 1873 and repealed them in 1885.

We should mention the Chickasaw freedmen as a significant case because most Chickasaw freedmen, even freedmen of the four nations in the 21st century, are not yet citizens of the Five Tribes, and they are excluded from rights and privileges of tribal membership. Thus, this becomes a political issue among the Five Tribes, freedmen, the federal government, and the U.S. public.

In this study, we examine why the Chickasaw Nation rejected (and once accepted) their freedmen by reviewing not only the politics surrounding their tribal membership but also other historical factors such as the devastation and trauma from the war; the mass incursion of whites and blacks from other states and Indian nations; the strong leadership of J. F. Overton, Governor of the Chickasaw Nation (who was supported by the majority of conservatives and traditionalists); insistence on the exclusion of intruders in the nation between the 1870s and the 1880s; and the historical attitude toward non-members, which affected all the above aspects associated with forming such a policy.